

(仮称) ドリームハウス都留 新築工事  
「一般競争入札」 公告

社会福祉法人小さな花が発注する(仮称) ドリームハウス都留新築工事は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について経理規定56条の規定により公告します。

平成29年 8月17日

社会福祉法人小さな花 理事長 石田一夫

1 工事概要等

- (1) 工事名 (仮称) ドリームハウス都留 新築工事  
(2) 工事場所 都留市上谷三丁目143番2 (住居表示: 上谷3-3-3)  
(3) 工事概要 (仮称) ドリームハウス都留の新築工事  
構造 木造2階建  
延べ面積 176.56㎡  
建築面積 89.67㎡  
(4) 工期 平成29年9月~平成30年3月  
(5) 予定価格 46,980,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 一般競争入札の参加資格

山梨県における建設工事(建築一式)の競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件を満たし、かつ社会福祉法人小さな花による対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 山梨県における入札参加資格(建築一式)の等級がA・Bであること、都留市内に本店を有する者であること。  
(3) 元請けとして請け負った工事で、平成19年4月1日以降に完成、引き渡しを行ったものの中に、次の要件を満たす建築一式工事の施工実績を有すること。  
① 用途 学校、庁舎、共同住宅、寄宿舎、社会福祉施設その他これらに類する施設  
② 工事種別 新築、改築、増築(改修を含む)  
③ 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、木造、  
④ 規模 1棟の延べ床面積が200㎡以上(増築又は改修の場合はその部分)  
⑤ 金額 1件の工事請負額が5千万円以上  
ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。  
(4) 次のいずれかの資格を有し、平成19年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、(3)に掲げる同種工事への施工従事経験があり、本入札参加資格の申請を行った者と直接かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3月以上の期間、継続した雇用関係があること)がある者1名を対象工事に専任で配置できること。  
・ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(平成16年2月29日以前に交付を受

けた者は監理技術者資格者証、平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証)を保有する一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者

- 一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する主任技術者

なお、入札参加資格確認資料提出時においては、施工中の工事を有する技術者であっても対象工事の施工時には、これに専任することができる者を配置予定技術者として提出できる。また、原則として配置予定技術者の変更は、工事完成まで病休・死亡・退職等の社会福祉法人小さな花が認める理由のほかは認めない。

- (5) 対象工事に係る設計業務等を受託した者ではなく、また当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

設計業務受託者： 渡辺一級建築士事務所 渡辺 譲

住 所： 山梨県都留市田原3-2-26

- (6) 入札の日以前6箇月以内に手形及び小切手の不渡りを出していないこと。
- (7) 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから2年を経過しない者ではないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者(更生手続き又は民事再生手続きの開始決定を受けた者を除く。)ではないこと。
- (9) この公告の日から開札の時までの間において、山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) この工事の公告の前日1月間に、山梨県発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。
- (11) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

### 3 入札参加資格確認資料作成要領及び設計図書等の配布

- (1) 配布期間 平成29年8月18日(金)から平成29年8月25日(金)まで  
配布時間 午前10時~午後4時迄とする。ただし、土曜日・日曜日は除く。
- (2) 配布方法 社会福祉法人小さな花(就労支援事業所チャレンジ・ドリーム)にて配布。

### 4 入札参加資格確認申請書の受付期間及び提出方法

- (1) 受付期間 平成29年8月21日(月)から平成29年8月25日(金)まで。  
なお、受付時間は毎日の午前10時から午後4時まで。
- (2) 提出書類 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(様式1、2)
- (3) 提出方法 持参のみ(事前連絡必須)
- (4) 提出場所 社会福祉法人小さな花(就労支援事業所チャレンジ・ドリーム)  
法人本部事務局 志村  
住所 〒402-0056 都留市つる一丁目5番10号

#### (5) 留意事項

- ① 申請書及び資料の作成に係る経費は、提出者の負担とすること。
- ② 提出された資料等は返却しない。
- ③ 提出期限日以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

- ④ 期限までに申請書及び資料を提出しない者、又は法人が入札参加資格がないと認めた者は、入札に参加することができない。

## 5 問い合わせ先

- (1) 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

社会福祉法人小さな花（就労支援事業所チャレンジ・ドリーム）

都留市つる一丁目5番10号 電話 0554-43-9144 F A X 0554-68-3251

- (2) 設計書の内容に関する事項

F A Xにより、平成29年9月8日(金)までに質問すること。

質問に対しては、質問者へF A Xするとともに、各質問書を提出した日の2日後から入札の日の前日まで、(1)記載の法人事務所に掲示して回答する。

## 6 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、平成29年8月31日(木)付け発送にて通知する。

## 7 苦情申し立て

- (1) 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、「入札参加資格確認通知書」にその理由を付して通知する。

- (2) 入札参加資格がないと認められた者が、その理由について詳細な説明を求める場合は、平成29年9月7日(木)までに、F A Xにより質問すること。(F A Xが着信しているか確認すること。)

- (3) 社会福祉法人小さな花は、(2)の手続により詳細な説明を求められたときは、原則として平成29年9月8日(金)までにF A Xするとともに、5(1)記載の法人事務所に掲示して回答する。

## 8 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時

平成29年9月16日(土)午前10時から

- (4) 入札及び開札の場所

都留市つる一丁目5番10号

社会福祉法人小さな花（就労支援事業所チャレンジ・ドリーム）

- (5) 入札方法

落札者の決定に当たっては入札金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、入札参加資格の有ることを確認された者であっても、入札時において、「2」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

- (7) 入札執行回数は1回とする。
- (8) 入札に際し、工事費内訳書を提出するものとし、提出する入札書にこれを添付して行うものとする。工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価、金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量又は単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。
- (9) 入札参加資格があることを確認した旨の通知の写しを持参すること。
- (10) 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。

## 9 支払条件

- (1) 前金払 適用(契約金額・各会計年度出来高予定額の3割以内とする。)
- (2) 部分払 適用(1回以内とする。)

## 10 その他

- (1) 最低制限価格は設けるものとする。
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100以上)は納付するものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共事業履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。
- (4) 契約書は山梨県建設工事請負契約書に準じるものとする。
- (5) 当該工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方と随意契約による締結は行わない。
- (6) 入札参加資格確認資料作成に係る説明会及びヒアリングは行わない。
- (7) 現場説明会は行わない。
- (8) 2(5)に示した「当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと」とは、次のア又はイに該当する者ではないものであること。
  - ア 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を越える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
  - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (9) 落札者は入札参加資格確認資料に記載した配置予定の技術者を対象工事の現場へ専任で配置すること。
- (10) 入札参加資格の申請を行った者は、2(1)～(11)の要件を満たす者であることを誓約したものとみなす。
- (11) 入札に参加しようとする者は談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約書の条項に基づき、契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (12) 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。
- (13) 提出された申請書及び資料は、当方において公表し、又は無断で使用することはない。